

次期川越市総合計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名称

次期川越市総合計画策定支援業務委託

2. 業務目的

「次期川越市総合計画策定支援業務委託」は、本市のまちづくりの基本的方針や総合的・計画的な行政運営を図るために基本構想及び基本計画の策定を目的とする。

策定に当たっては、市民、自治会、事業者、民間団体、NPO及び行政という多元的な主体が連携しながらまちづくりを取り組む「ネットワークの視点」、高い実行性と進捗管理がしやすい「実行重視とマネジメントの視点」、豊かな市民生活を支える「地域の視点」を取り入れる。

次期川越市総合計画では、策定過程において、市民と職員の参加機会の充実を図るほか、昨年度実施した本市の将来の人口推計や財政的なフレーム、社会指標等を使った基礎調査から得られたデータを活用する。

これらの作業に係る本市への支援について、知識、技術、経験を有する事業者委託する。

3. 業務内容

第三次川越市総合計画後期基本計画の計画期間の終了を平成27年度に控え、平成28年度を初年度とする次期総合計画の、策定作業を確実かつ順調に遂行するため、策定作業全般の細部にわたるコンサルティング業務を行う。

業務内容は次のとおりとする。

(1) 基本構想の策定支援

時代潮流や、本年度実施する市民満足度調査や市民参加等を踏まえ、基本構想の原案作成に向けた助言と作成支援を行う。基本構想に定める範囲は、「理念」、「将来都市像」、「土地利用構想」、「施策の大綱」を基本とする。

(2) 土地利用構想の策定支援

時代潮流を踏まえ、本市の住宅や産業、交通、公園等のあり方を勘案しつつ、今後の土地利用のあり方と基本構想及び基本計画各施策への反映を検討する。

(3) 基本計画の策定支援

① 計画フレームの検討

基本計画に掲載する各施策の現状と課題や施策の方向性、指標などのフレームを検討する。

基本計画骨子案作成にあたり、庁内関係各課等への照会を行うエクセルシート等の作成支援を行う。

なお、基本計画は分かりやすい構成とする。

②基本計画に取り入れる視点

少子高齢化、生産年齢人口の減少といった視点、PDCAサイクルを意識した行政経営マネジメントの視点、社会資本マネジメントの視点を取り入れる。

③基本計画の骨子案作成

基本構想で検討する基本目標や各担当部署との意見調整を踏まえ、基本計画の骨子案作成に向けた助言と作成の支援を行う。

(4) 市民満足度調査の支援

無作為抽出による市民満足度調査の調査票の作成、発送、入力、分析を行う。
なお、標本数は3,000件を予定し、調査票の発送経費は受託者が負担する。

(5) 市民参加の運営支援

市民等から広く意見を求めるために実施する事業への助言を行う。

① (仮称)川越みらい会議

無作為抽出の市民により、6日間の討議会を開催するが、その運営方法や分析、結果の計画への反映についての助言を行う。

なお、会議の運営、記録、ファシリテートは市が行う。

② その他市民参加の実施支援

市民の意見を聴く事業について、問いの設定や分析手法等についての助言を行う。

なお、当日の運営、記録等は市が行う。

(6) 職員参加の助言

次期総合計画策定に係る職員ワーキングチームの活動に対する助言を行う。

(7) 各種会議の運営支援

策定委員会等を行うに当たって、先進事例等の情報提供を行う。

(8) 行政評価等制度設計支援

基本計画と連動した行政評価制度の構築を図る。地方自治法第233条第5項の主要な施策の成果を説明する書類と事務事業評価、基本計画（現計画では細施策）との連動について検討を行う。

(9) 次期総合計画策定全般に係る助言・支援

総合計画が実行性のあるものとなるよう、施策体系のあり方や達成目標・指標の設定等、総合計画の進捗管理に必要となる手法の支援を行う。

また、市の要請に基づいた資料作成、アドバイス等全般的な支援を行う。

4. 特記事項（評価の視点）

以下について、特に評価の視点とする。

- ・前提となる社会状況の変化として、少子高齢化の進行と人口減少といった視点について。
- ・市民が分かりやすく、職員が使いやすい計画について。
- ・計画のマネジメント（行政評価、予算との連携等）について。
- ・基本構想原案、基本計画骨子案の具体的策定方法について。
- ・市民参加、職員参加手法の助言について。

5. 成果品

（1）基本構想原案

電子データにて提出を行う。

（2）基本計画骨子案

電子データにて提出を行う。

（3）市民満足度調査報告書

電子データにて提出を行う。

（4）その他次期総合計画策定に関する資料等

担当者からの指示の都度、資料を提出する。

6. 履行期間

契約の日から平成27年3月31日（火）まで

7. 事業費限度額

10,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

8. その他

（1）受託者は、川越市個人情報保護条例（平成16年条例第19号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

（2）受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「9. 担当部署」と連絡調整を行わなければならない。

（3）成果品納入後に発生した、受託者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

（4）受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

- (5) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。また受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。
- (6) 本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

9. 担当部署

川越市政策財政部 政策企画課 政策調整担当

所在地 〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-5503

FAX 049-225-2895

メールアドレス seisakukikaku@city.kawagoe.saitama.jp